

## 日本スポーツ仲裁機構2003年3号判断について

笠 井 修

(中央大学法科大学院)

### 1 紛争の概要

申立人(以下、Xとする)は、胸から下の自由を失う障害をもつ者であるが、30代になって障害者水泳を始め、相手方である日本身体障害者水泳連盟(以下、Yとする)において平成10年度強化指定選手としての選定を受け、平成12年のシドニー・パラリンピック大会では女子200m自由形リレーに出場し世界新記録で優勝した。しかし、その翌日に外出中気分が悪くなり、意識消失状態のまま選手村内の診療所において治療を受けたことがあった。

その後、Xは、Yの平成13年度強化指定選手の選考において選外となり、次いで、平成14年に開催された国際パラリンピック委員会主催の世界選手権アルゼンチン大会の日本代表にも選出されなかった。

さらに、平成16年開催予定のアテネ・パラリンピック大会の代表選考に向けた、平成15年度国際大会強化指定選手の選考のために、Yから指定選手の候補者に対して、説明文書、国際大会強化指定登録審査申請書、国際大会出場経験調査書等の書類が配布された際には、それらがXには送付されなかつたため、XがYに問い合わせたところ、シドニー大会の際の体調不良を指摘され、医師から競技を制約されている選手には文書を送付できないとの回答がなされた。

そして、Yは、平成15年3月の強化指定選手選考委員会において、Xを平成15年度強化指定選手に指定しない旨の決定(以下、「本決定」という)を行い、X代理人の要請に回答する形でその旨Xに通知した。主たる理由として、Xの体調、年齢のほか、Xには、平成15年度の国際大会強化指定選手規定(以下、「本規定」という)におかれた、「トップアスリートとして礼儀と規律」の選

考条件に該当しない行為があった旨が指摘された。

## 2 請求の趣旨・答弁

このような状況の下で、Xは、①本決定の根拠となる平成15年度の本規定の内容が著しく合理性を欠く、②本決定の根拠となる平成15年度の本規定の運用が著しく合理性を欠く、③本決定を行うに至る手続に瑕疵があるなどと主張して、次のような仲裁判断を求めた。

(1) Yが平成15年3月28日に行った「Xを平成15年度強化指定選手に指定しない」との決定を取り消す。(2) YがXをY平成15年度強化指定選手に指定する。(3) その他日本スポーツ仲裁機構仲裁パネルが適当と考えるXを救済する対応を行う。

これに対し、Yは、①Xの申立は「法律上の争訟」に該当しない、②本決定の主な理由は医学的見地に基づくXの健康問題にあるなどと主張して、Xの申立の却下、請求の棄却を求めた。

## 3 仲裁判断の要旨

本件スポーツ仲裁パネルは、平成16年1月18日に審問を行い、同年1月28日および2月13日に協議を行ったうえで、Xの請求を棄却し、申立を却下した。判断の要旨は以下の通りである。

(1) スポーツ仲裁における仲裁判断の対象については、すでに、日本スポーツ仲裁機構における仲裁判断の先例として「2003年8月4日日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP- 2003-001仲裁判断」(以下、「2003年1号判断」という)がある。それによれば、日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の「自律性」が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならず、仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、または③決定に至る手続きに瑕疵がある場合において、それを取り消すことができるにとどまるとしていたが、本件判断も基本的にこの基準を妥当とした。

その上で、本件判断は、④国内スポーツ連盟（スポーツ仲裁規則8条1項にいう「競技団体」と同義）の制定した規則自体が法秩序に違反しまたは著しく合理性を欠く場合にも、その規則を適用した決定を取り消すことができるものとした。この点は、新判断である。

(2) 次に、本規定の内容が著しく合理性を欠くとする主張については、Xが指摘した「健康基準」、「年齢基準」、「品格基準」を検討し、前二者の基準については、それぞれ合理性があるものとし、品格基準については、その抽象性による乱用の危険があるが、それ自体が著しく合理性を欠くとはいえないとした（本規定は、ほかに「記録・実力」に関する基準をあげているがこれは争われていない）。

(3) 本規定の運用が著しく合理性を欠くとする主張については、まず、健康基準については、両当事者より提出された医学的所見を総合的に勘案すると、前出のシドニー大会医務班報告やチームドクターの所見に基づき、Xが健康基準を満たしていないとしたYの判断が著しく不合理であるということはできないとした。

また、年齢、品格の点はあくまで付加的な理由に過ぎず、Xの健康問題が本決定の主たる理由であるから、健康基準についてのYの運用が著しく不合理であったということができない以上、仮に年齢基準および品格基準の運用に多少問題があったとしても、結論には影響はないとした。

(4) さらに、本決定に至る手続きに瑕疵があるとする主張については、特に申請書類等がXに送付されなかったことにつき、手続的には不明瞭な点を残すが、本決定を無効にするほどの手続き上の重大な瑕疵があったとはいがたいとした。

## 4 解説

### (1) 本件仲裁判断の先例的意義

本件仲裁判断の先例的意義は、(i) 競技団体の規則に基づく決定の効力に関して、仲裁判断がこれを取り消しうる一場合（規則自体に法秩序違反・著しい合理性欠如がある場合）が新たに追加されたこと、(ii) 規定の内容自体の不合理性の評価につき、健康・年齢・品格の3基準が身体障害者スポーツに

おける選手選考基準として不合理なものとは見られないとする一種の事例判断がなされたこと、(iii) その3基準の中の健康基準の運用において合理的と評価される事例が示されたこと、(iv) 競技団体の自律的規則に基づく決定の手続きに瑕疵がないものとされた事例が示されたこと、にある。

まず、(i) は、先に指摘した、競技団体による懲戒処分に対して仲裁判断がこれを取り消しうる諸場合を例示した2003年1号判断につらなるものであり、どのような場合に競技団体の自律的判断が仲裁判断によって否定されうるかという根本的な問題に対する、相応的一般性をもつ新判断として位置付けることができると思われる<sup>(1)</sup>。また、団体の決定の根拠となった規則そのものの内容を直接的な分析・評価の対象としている点でも新しいアプローチといえる。

(ii) (iii) (iv) は、2003年1号判断および(i) の判断を前提としつつ、特に身障者スポーツの選手選考における、選考規定の内容・運用・手続きの合理性に関する初めての事例判断として、今後の同種の問題の重要な指針となるであろう。

## (2) 競技団体の自律的規則に基づく決定と仲裁判断

(a) 競技団体が自律的に定めた規則に基づいて行った決定に対して仲裁判断がそれを取り消しうる場合としては、上に指摘したように、2003年1号判断において、3場合(①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、または③決定に至る手続きに瑕疵がある場合)が列挙されていた。本件は、これに対して④「競技団体の規則自体が法秩序に違反したは著しく合理性を欠く場合」を追加したものであり、団体の自律性に対して、2003年1号判断よりもよりさらに踏み込んだ判断が可能となる。

このような競技団体の自律性と仲裁機関の判断の可否自体については、いわゆる部分社会論<sup>(2)</sup>として論じられてきた問題との関連性がすでに指摘されている<sup>(3)</sup>。また、民事事件における、自律的団体の処分等に裁判所の審判権が及ぶかに関する議論<sup>(4)</sup>や、さらに、行政庁の自由裁量処分に対する司法審査の範囲に関する行政事件訴訟法30条の規律との類似性にも注目することができる。

ただ、仲裁の法的性質に関する議論をひとまずおいても、仲裁判断と司法

判断とでは多くの点で実質を異にする。むしろ、任意的紛争解決制度としての仲裁が仲裁合意に基づくものであることから考えれば、その判断の及ぶ範囲については仲裁合意によって確定するという考えが成り立つ。すなわち、本件仲裁の判断基準は正当であるが、その由来については、競技団体が自己の自律的決定をめぐる争いに関して仲裁合意をした以上、この仲裁合意（それ自体が自律的決定である）の解釈を通して、仲裁判断が及びうる対象の範囲が確定されたものとみることが論理的である。

(b) 本件判断は、上の4場合を前提としつつ、申立に即して、決定の根拠となつた規定の内容の不合理性((a)の④の観点)、規定の運用の不合理性((a)の①の観点とみてよいか)、決定に至る手続きの瑕疵((a)の③の観点)の3点を吟味し、本件決定の取消の請求を棄却した。

そして、自律的に定めた規則の内容自体の合理性を判断するにあたり、申立人があげた3基準（「健康基準」、「年齢基準」、「品格基準」）を検討し、その不合理さを否定した。上の3基準のうち特に「品格基準」は曖昧であり濫用の危険はあるが、スポーツ選手の備えるべき条件・資質として本件判断がそれに一定の合理性を認めた点は、注目すべきである（これが、国内大会の選手選考においても基準となりうるものかは、今後明らかにされる必要がある）。

また、自律的に定めた規則の運用に関する判断の基準についてみると、主たる判断基準とする「健康基準」について、相手方が医師等による医学的所見を総合的に勘案して判断した点は問題ないが、年齢、品格に関する評価は、その実質的内容は明確でない。あくまで付加的な要素に留めるべきであろう。

さらに、決定に至る手続きに関しては、本件における瑕疵の程度が結論に影響するほどの重大なものではないとしたものであり、妥当であるが、次の(3)の問題を残すものである。

### (3) 競技団体の競技者に対する対応のあり方

本件仲裁パネルは、競技団体の選手選考における問題の本質を分析し、本件におけるYの判断を妥当としつつも、その結論が競技者に及ぼす重大な影響を指摘し、競技者に対する対応の不適切さについてYに反省を求めている。そして、競技者からみて公正な選考が行われたと納得のできる選手選考のあり方について、誠実な協議やその協議の記録の開示をはじめとする3点の具体

的提案を行っている。

競技者にとってスポーツは生きがいであり、人生そのものともいえる重みを持つものであることを考えれば、競技者の自己鍛錬の成果を発揮する機会である競技大会への出場の可能性については、競技団体としても最大限の慎重さをもって判断することはもとより、その判断過程において競技者にいささかの疑念をも抱かせることのないよう細心の注意を払うことが強く求められる。すなわち、競技団体は、選手選考の権限を持つことにより、競技者のいわば自己実現の運命を握っているのであるから、選手選考過程においては、十分な透明性・客観性・誠実さを維持するとともに、それを競技者に開示することにより、競技者から信頼されるような適切な対応を実現するべきである。この点で、競技団体は、本件仲裁パネルの提言につき真摯に対応するべきであろう。

#### 【注】

- (1) 本件判断に続く、2004年1号判断、2005年1号判断も、この4場合を列挙しつつこれに従っており、この点で本件判断は重要なスポーツ先例法形成のさきがけとなったものということができる。
- (2) 佐藤幸治『現代国家と司法権』160頁。
- (3) この点については、2003年1号判断、2号判断に関する評釈が指摘しているところである。川井圭司「スポーツ仲裁判断1号事件について」『自由と正義』2004年2月号56頁、大川宏「スポーツ仲裁判断2号事件について」『自由と正義』2004年2月号59頁。
- (4) 最判平元・9・8民集43巻8号889頁、最判昭63・12・20判時1307号113頁等、竹下守夫「団体の自律的処分と裁判所の審判権」『書研所報』36号1頁。